

長崎市障害者相談支援事業委託業務受注者選定基準

大項目	中項目		小項目		評価のポイント	配点 合計	最低基準
			仕様書 対応番号				
1 業務の実効性・継続性・安定性	ア	法人運営の基本方針		障害者相談支援事業の事業所設置の趣意・応募動機	実施事業を希望するに至った理由や事業を運営する目的が具体的に記載され、かつ、その内容が障害者総合支援法その他の障害者に関する法令等の目的に合致している。	60	30点未満（失格基準点数）
				強み、特色、工夫等	事業を実施するにあたって、法人としての強みや特色、工夫などが具体的に記載されている。		
				職員の資質・能力の向上に対する取り組み	法人職員の資質向上のための研修・制度等を備え、その取り組みについて方針・実績・計画等を具体的に記載されている。		
	中項目 小計					60	
	イ	事業の実施方針	【4】 -1-(1)	福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する相談に応じた情報提供や利用申請の援助等の支援策について具体的に記載されている。	120	60点未満（失格基準点数）
			【4】 -1-(2)	社会資源を活用するための支援	各種支援策を活用するために必要な助言・指導等を行う方法が具体的に記載されている。		
			【4】 -1-(3)	社会生活力を高めるための支援	人間関係の構築、健康管理、金銭管理等日常生活を営むために必要な能力向上のための支援、作業能力を高めるための支援等について具体的に記載されている。		
			【4】 -1-(4)	ピアカウンセリング	障害者自身がカウンセラーとなった相談・支援の実施方法が具体的に記載されている。		
			【4】 -1-(5)	権利の擁護のために必要な援助	成年後見制度利用支援、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、意思決定支援などが具体的に記載されている。		
			【4】 -1-(6)	関係機関等との連携	事業を実施するにあたり、福祉施設、相談支援機関、医療機関等の関係機関との連携や専門機関の紹介に関する支援策について具体的に記載されている。		
中項目 小計					120		
2 業務の基盤性	ウ	管理運営体制	【5】	職員の配置	職員が相談業務、基礎的事業などに専念できる体制（常勤専従の職員、その他事務職員の配置など）、及び職員を欠いた際の業務の継続体制など、職員の配置に関する取り組みについて具体的に記載されている。	140	70点未満（失格基準点数）
			【6】	開所日及び開所時間	夜間も含め、24時間連絡体制での支援に関する対応・方策が具体的に記載されている。		
			【7】 -1	事務所の立地及び公共交通でのアクセス	施設を利用するにあたっての利便性等（事務所の立地状況（斜面地か平地か、住宅地密集地等に隣接しているか）及び事務所への公共交通機関でのアクセス（便数や停留所への距離）、駐車場確保等について具体的に記載されている。		

長崎市障害者相談支援事業委託業務受注者選定基準

大項目	中項目		小項目		評価のポイント	配点 合計	最低基準
			仕様書 対応番号				
2 業務の 基盤性	ウ	管理 運営 体制	【7】 -2	事務所の機能	事業を行う上で、必要な事務所の機能について、事業所の独立性や障害者へ配慮（バリアフリー化）等の観点から具体的に記載されている。		
			【11】 -1	苦情処理	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要や苦情処理に係る対応方針について具体的に記載されている。		
			【11】 -2	事故発生時の対応	事故発生時の対応について、具体的に記載されている。		
			【11】 -3	個人情報の保護	個人情報の保護に関する取り組みについて、具体的に記載されている。		
	中項目 小計					140	
評価点（各項目の合計）						320	192点未 満（失 格基準 点数）

【受注者の選定方法】

（１）評価項目において、次の方法により採点し、最も高い評価を得た法人を選定します。

【評価項目】（320点満点）

次の「評価項目」のそれぞれの評価事項において、選定基準に基づき、４点から０点の５段階で採点し、合計するものとします。

- ア 法人運営の基本方針
- イ 事業の実施方針
- ウ 管理運営体制

【最低基準】

次のとおり最低基準を設定し、最低基準を下回った場合は失格とします。

- ①【評価項目】各小項目において、５段階評価の中間点（２点）を標準と設定し、その項目の合計（中項目）において、配点の50％を最低基準とします。
- ②採点結果の合計において、配点の60％を最低基準とします。
- （２）採点の結果、同得点で一位となった法人が２者以上の場合は、選定基準の「イ 事業の実施方針」の得点が高い法人を選定します。
- （３）（２）の場合において、同得点の法人が２者以上の場合は、選定基準の「ウ 管理運営体制」の得点が高い法人を選定します。
- （４）（３）の場合において、同得点の法人が２者以上の場合は、参考見積価格が低い法人を選定します。
- （５）（４）の場合において、同価格の法人が２者以上の場合は、審査会の決するところにより選定します。